

○岩手大学大学院連合農学研究科教員の資格等備えるべき条件の基準

- 1 博士の学位(外国の博士号を含む。)を有し、現在当該分野において活発な研究活動を行っており、かつ、十分な研究指導能力を有する者。
- 2 学位を有しない者でも、学会賞受賞又は公刊された著書・学術論文等により研究業績が極めて顕著であり、かつ、十分な研究指導能力があると認められる場合は、前項に準じて取り扱うことができる。
- 3 職種及び研究業績は、原則として次の条件を満たしていること。
なお、評価点数基準については、別に定める。

| 区 分 | 職 種 | 研 究 業 績 | | | |
|------------------|-----------------------|---------------|-------------------------|----------------|-------------------------|
| | | 著書および 原著論文 | 左のうち、 最近5年以内のもの ※ | 全ての業績の 評価点数 | 左のうち、 最近5年以内の もの※ |
| 主指導 教員資 格者 | 教授 准教授 | 20編 | 5 編 | 60点以上 | 15点以上 |
| 副指導 教員資 格者 | 教授 准教授 講師 助教 | 10編 | 3 編 | 30点以上 | 9 点以上 |

※ 最近5年以内……産前・産後休暇、育児休業の期間は考慮する。

4. 副指導教員では最近の筆頭著者及び責任著者の編数を、主指導教員ではそれに加えて副指導教員に相当する研究指導歴（修士課程学生の指導等）、または研究機関等における教育・研究指導歴を考慮する。

○岩手大学大学院連合農学研究科教員の主指導資格再審査の基準

- 1 再審査は、原則として主指導教員資格取得後8年毎に行う。ただし、再審査対象年度末の時点で61歳以上の教員については再審査を免除する。
- 2 資格の判定は、研究業績、教育実績、管理運営実績を考慮して行う。その場合、研究業績は原則として最近8年間で著書及び原著論文8編以上、又は主指導教員として指導した学生の主論文2編以上を目安とする。
- 3 現在、連合農学研究科の学生指導を行っている教員は、再審査で資格を失ってもその学生が在籍している間は引き続き主指導教員として当該学生を指導できる。
- 4 再審査により資格喪失した教員は自動的に副指導教員資格者となるが、上記2の条件を満たした時点で、主指導教員資格が付与される。
- 5 再審査を受けようとする教員は、別紙様式「教員再審査調書」に記載し、研究科長に提出する。

- 1 平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成18年4月1日から施行する。
- 3 平成26年4月1日から施行する。